

< 資料 2 >

**消費者被害防止テレビ番組制作・放映等メディアミックスを活用した
啓発業務委託仕様書**

1 業務の趣旨

悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、テレビ番組の放映やラジオ放送、スマートフォンアプリ等、メディアミックスによる効果的な情報発信を通じて広く県民に対して注意喚起を図る。

2 業務の内容

(1) テレビ番組の制作

悪質商法や特殊詐欺による被害について注意喚起を図るため、ア～エのとおりテレビ番組を制作するものとする。

ア テレビ番組の長さ

- ・放送時間はCM枠を含み5分（本編3分半）程度とすること。

イ テレビ番組の内容

- ・下記①～③の内容を盛り込むこと。
 - ①県内における悪質商法・特殊詐欺被害の状況について
 - ②悪質商法・特殊詐欺の手口について
 - ③被害防止について

ウ テレビ番組の要点

- ・誰にでも起こり得る身近な脅威として描写すること。
- ・マッチングアプリを利用した投資話や、「楽にもうかる」「必ずもうかる」等のうまい話は信じず、疑うことを強調すること。
- ・消費者ホットライン「188（いやや）」を相談窓口として紹介すること。

エ テレビ番組制作の注意事項

- ・個人の名称、氏名、映像及び画像を番組内で使用しないこと。
- ・実在の商品又は役務サービスについて、名称、映像及び画像を番組内で使用しないこと。
- ・架空の事業者、団体又は個人として演者を出演させる場合は、番組の公開、使用又は複製に関して条件が付されないものとする。

(2) テレビ番組の放送

(1) で制作した番組を、ア～ウのとおり放送すること。

ア 放送期間

- ・令和8年8月1日～令和9年2月28日までとする。
- ・放送期間の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

イ 放送回数

- ・4回以上放送すること。
- ・放送回数の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

ウ 放送の時間帯

- ・土曜日や日曜日の午後等、県民への注意喚起に効果的な時間帯とすること。
- ・放送の時間帯の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

(3) メディアミックスによる注意喚起

(2) の放送に合わせ、ラジオ放送での広告や、スマートフォンアプリによる広告配信を行う。また、放送した番組をスマートフォンアプリにより再視聴可能とする等、多様なメディアを活用した効果的な注意喚起を図ること。

ア ラジオ放送による広告

- ・放送時間は3分程度とすること。
- ・回数は4回以上とすること。
- ・放送期間は令和8年8月1日～令和9年2月28日までとすること。
- ・放送期間、放送回数、放送する時間帯の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

イ スマートフォンアプリによる広告

- ・プッシュ通知や、特設ページの開設等、事業効果の最大化を図るため、最適と考えられる手法を組み合わせて実施すること。
- ・広告手法の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。
- ・配信期間は最長で令和8年8月1日～令和9年2月28日までとすること。
- ・配信期間、配信回数等の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

3 成果品の提出

2 (1) により制作した番組の動画データ

- ・MP4形式として、CD-R又はDVD-R等の媒体により県に提出すること。

4 県への報告等

(1) 受託者は、契約締結後、委託契約書及び仕様書に基づき、県に対して次に掲げる事項について文書により提出するものとする。

ア 委託業務実施計画

- ・テレビ番組の制作、放送等のスケジュール予定を含む内容とする。
- ・ラジオ放送による広告のスケジュール予定を含む内容とする。
- ・スマートフォンアプリ広告の内容と配信スケジュール予定を含む内容とする。

イ 業務完了の報告

- ・テレビ番組の放送等に係る効果測定結果のほか、スマートフォンアプリの広告配信数・クリック数等、効果検証に資する内容を含むものとする。

(2) 県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は書面により、あらかじめ県の承認を得ること。

ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 権利の帰属等

ア 制作したテレビ番組の映像データの著作権は、全て県に帰属するものとする。

イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。

ウ 受託者は、県の承諾なしに委託業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

(2) 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。

(3) 取材（映像等の撮影を含む。）については、受託者が行う。

(4) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、受託者と協議して定める。

(5) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。